

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により飯山町島田北地区土地区画整理組合に係る土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 組合の名称
飯山町島田北地区土地区画整理組合
- 2 事業施行期間（変更後）
平成13年12月11日から平成24年3月31日まで
- 3 施行地区
丸亀市飯山町下法軍寺字島田の一部
- 4 事務所の所在地
丸亀市飯山町川原1114番地1
- 5 設立認可の年月日
平成13年12月11日
- 6 変更認可の年月日
平成21年3月23日